加え、同条第十項の表第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項の項中「第十七条第五号」を「第十七条第四項第五号」に改め、同条第十一項中「報告書又は当該報告書に記載すべき事項を記録した第二項に規定する電子証明書等に係る第一項に規定する電磁的記録印刷書面並びに」に改める。

第五条の三第二項中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改め、同条第三項中「第十条第三項」を「第十条第六項」に改め、同条第四項中「第十条第三項第一号」を「第十条第六項第一号」に、「第九項第一号」を「第十項第一号」に、「同条第六項第五号」を「同条第八項第七号」に改め、同条第五項中「第十条第四項」を「第十条第七項」に改め、同条第十二項を削り、同条第十一項中「第十条第四項（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）」を「第十条第一項又は第三項」に、「受ける」を「受けようとする」に、「同号」を「これらの規定」に、「（同条第六項第六号）」を「（同条第八項第二号）」に、「おける同条第六項第六号」を「おける同条第八項第三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十条第六項第五号」を「第十条第八項第七号」に改め、同項第一号中「第十条第六項第一号」を「第十条第一項」に、「試験研究費」を「試験研究費の額」に改め、「の額」を削り、同項第三号中「第六項第三号」を「第七項第一号ハ」に改め、同項第四号中「に係る」の下に「法第十条第八項第一号に規定する」を加え、「額のうち同号」を「うち前項第八号」に、「使用料の額」を「使用料に係る試験研究費の額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第十条第六項第五号に規定する政令」を「第十条第八項第七号に規定する政令」に改め、同項第七号中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「第四十二条の四第六項第四号」を「第四十二条の四第八項第六号」に、「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に、「（法人税法）」を「（同法）」に改め、同項第八号中「第十条第六項第五号」を「第十条第八項第七号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第十条第六項第二号」を「第十条第八項第四号」に、「から第四項まで」を「、第三項、第六項及び第七項」に、「第十条の三第五項から第七項まで」を「第十条の三第三項及び第四項」に改め、「第十条の四の二第三項」を加え、「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項」に改め、「及び第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第十条第六項第一号」を「第十条第八項第一号」に改め、「試験研究のために要する費用で」を削り、「ものは、次に掲げる」を「費用は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究　次に掲げる費用

イ　その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。）及び経費

ロ　他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。次号ロにおいて同じ。）に委託をして試験研究を行う当該個人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用

ハ　技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第九条第一項の規定により賦課される費用

二　法第十条第八項第一号に規定する政令で定める試験研究　次に掲げる費用

イ　その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（前項第二号の分析を行うために必要な専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者として財務省令で定める者に係るものに限る。イにおいて同じ。）及び経費（外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費に相当する部分並びに当該試験研究を行うために要する経費に相当する部分（外注費に相当する部分を除く。）に限る。）

ロ　他の者に委託をして試験研究を行う当該個人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用（イに規定する原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限る。）

第五条の三第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第十条第八項第一号に規定する政令で定める試験研究は、対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として次の各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるものとする。

一　大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部若しくは主要な部分が自動化されている機器若しくは技術を用いる方法によつて行われた情報の収集又はその方法によつて収集された情報の取得

二　前号の収集に係る情報又は同号の取得に係る情報について、一定の法則を発見するために行われる分析として財務省令で定めるもの

三　前号の分析により発見された法則を利用した当該役務の設計

四　前号の設計に係る同号に規定する法則が予測と結果とが一致することの蓋然性が高いものであることその他妥当であると認められるものであること及び当該法則を利用した当該役務が当該目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

第五条の三第十三項中「第十条第六項第八号」を「第十条第八項第八号」に、「棚卸資産」を「同号に規定する棚卸資産」に改め、同条第十四項中「第十条第六項第八号」を「第十条第八項第八号」に、「又は第四項（第二号に係る部分に限る。）」を「、第三項又は第七項」に改め、同条第十五項中「又は第四項（第二号に係る部分に限る。）」を「、第三項又は第七項」に、「受ける」を「受けようとする」に、「同条第一項又は同号」を「これらの規定」に改め、同項各号中「各年の年分」を「各年分」に改め、同条第十六項中「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改める。

第五条の五第一項中「。第七項において同じ」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　法第十条の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号において同じ。）の取得価額（所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が百六十万円以上のもの

二　工具　一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該中小事業者（法第十条の三第一項に規定する中小事業者をいう。以下この項において同じ。）がその年（その年が平成三十一年である場合には、同年一月一日から同年三月三十一日までの期間に限る。）において、取得（その製作の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。次号において同じ。）又は製作をして国内にある当該中小事業者の営む同条第一項に規定する指定事業の用に供した同項第一号に掲げる工具（一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該工具を含む。）

三　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの（当該中小事業者がその年（その年が平成三十一年である場合には、同年一月一日から同年三月三十一日までの期間に限る。）において、取得又は製作をして国内にある当該中小事業者の営む法第十条の三第一項に規定する指定事業の用に供した同項第二号に掲げるソフトウエア（所得税法施行令第百三十八条又は第百三十九条の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアを含む。）

第五条の五第七項及び第八項を削り、同条第九項中「第十条の三第五項」を「第十条の三第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第十条の三第七項」を「第十条の三第四項」に、「第十条の三第五項及び第六項」を「第十条の三第三項、第十条の五の二第三項及び第十条の五の三第三項」に、「同条第七項」を「法第十条の三第四項」に改め、同項を同条第八項とする。

第五条の五の二第一項中「第十条の四第一項」を「第十条の四の二第一項」に、「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に改め、同条第二項中「第十条の四第三項」を「第十条の四の二第三項」に改め、同条を第五条の五の三とする。